

# 保全ニュース 九州

第29号 (2010年7月)

## 目次

- 九州ブロック官庁施設保全連絡会議を開催
- 保全業務支援システム操作説明会を開催
- 保全実態調査の入力のご協力をお願いします。
- 「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に関わる要領」の一部改正について ■省エネのポイント
- 建物の不具合をなくしましょう(その6) ■営繕事務所だより

# 九州ブロック官庁施設保全連絡会議を開催

## 7月には各地区官庁施設保全連絡会議を開催します。宮崎地区の会議は延期します。

平成22年6月10日(木)、九州地方整備局において、「九州ブロック官庁施設保全連絡会議」を開催しました。会議は、九州のブロック官署の施設保全責任者を対象にしており31官署57名で開催し、保全についての情報提供等を行いました。



### 会議の内容

- ・ 国家機関の建築物等の保全の現況について
- ・ 地球温暖化対策について
- ・ 「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に関わる要領」の一部改正について
- ・ 国家機関の建築物における発生事故、故障について
- ・ 建物の改修等の予算について
- ・ 保全業務について
- ・ 災害への備えと防災連絡体制について

今後、九州各県で(佐賀県は福岡県と併せて開催)、施設保全担当者を対象とした各地区官庁施設保全連絡会議を開催します。会議の案内は、担当の保全指導・監督室及び各営繕事務所より送付させていただきます。

宮崎地区官庁施設保全連絡会議は、7月29日(木)に開催予定でしたが延期します。開催日につきましては日程が決まり次第、鹿児島営繕事務所よりお知らせします。

### 各地区官庁施設保全連絡会議開催予定日

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ・ 7月9日(金) 福岡・佐賀 | ・ 7月12日(月) 熊本 |
| ・ 7月13日(火) 鹿児島  | ・ 7月14日(水) 長崎 |
| ・ 7月21日(水) 大分   | ・ 宮崎(延期)      |



## 保全業務支援システム操作説明会を開催



平成22年5月14日(金)及び5月21日(金)に九州技術事務所において、各省各庁のブロック官署の保全担当者に参加いただき、「保全業務支援システム(BIMMS-N)の操作説明会」を開催しました。

保全業務支援システムは、インターネットを通じて施設の保全に関する情報を入力することにより、その情報を蓄積・分析し、官庁施設の適正な保全の実施に役立てるものです。

国土交通省では、国家機関の建築物の維持管理状況を把握するために、毎年度全ての官公庁施設について「保全実態調査」を実施しています。この調査は、官公庁施設の保全担当者がインターネットで保全業務支援システム(BIMMS-N)のサイトにアクセスし、「保全実態調査」の入力、報告を行います。説明会では、調査の入力方法の具体的な説明と施設管理に活用できる機能の説明と演習を行いました。

## 保全実態調査の入力のご協力をお願いします。

### 期限が近づいています。

平成22年度の保全実態調査の入力期限が近づいています。調査の締め切り間際は、保全業務支援システムへのアクセスが混み合い入力に時間がかかることがありますので、早めの入力をお願いします。



### ■入力期間

#### ①平成22年5月17日～平成22年7月16日

裁判所、内閣府、法務省、国土交通省  
環境省、防衛省

#### ②平成22年6月1日～平成22年7月30日

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省  
農林水産省、経済産業省

# 「保全基準実施要領」の改正について 点検マニュアルは廃止。

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成22年3月31日付け、国営管第482号、国営保第30号）」（以下「保全基準実施要領」）は、官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551）」（以下「保全の基準」）の実施方法を定めたものです。  
保全の基準の今回の改正の主なポイントについて紹介します。



## 3つの主なポイント

### 1. 「点検マニュアル」を廃止し、 確認方法を「別表」として追加

保全の基準に基づく「支障がない状態の確認」の方法や判断基準を別表として追加しました。

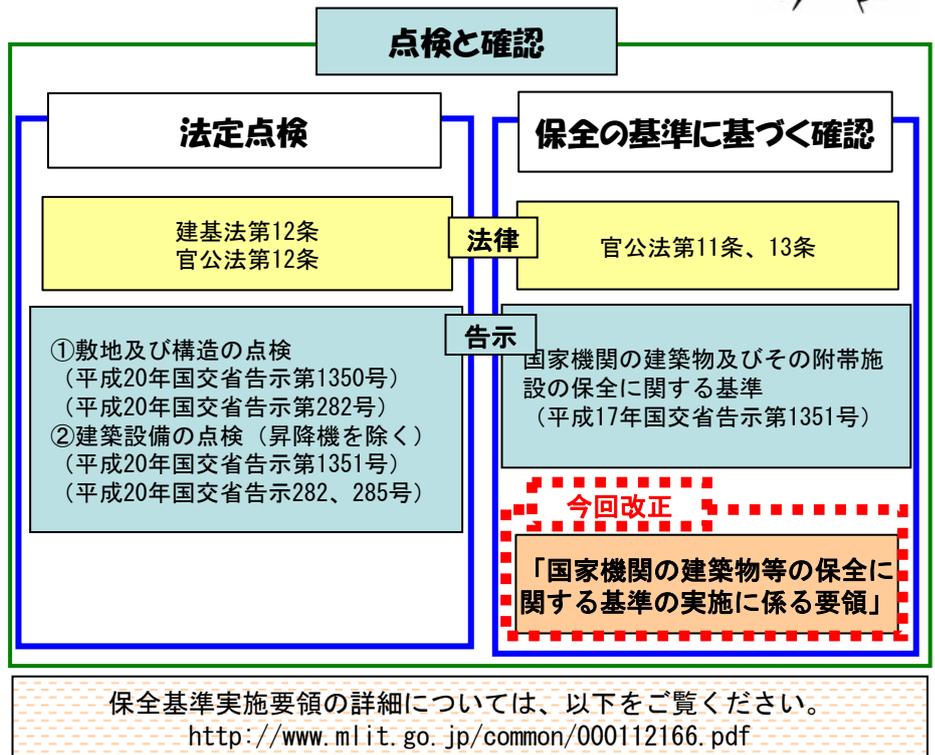
### 2. 「確認」と「点検」

保全の基準に基づく「支障がない状態の確認」のための行為を「確認」と規定しました。

これにより、建基法や官公法に基づく法定「点検」との用語の使い分けが明確になりました。

### 3. 保全担当者の規定を追加

保全業務の実情を考慮し、「施設保全責任者」（地方支分部局の部長や事務所等の長）を補佐する者として「保全担当者」を定めることができました。



## 台風・大雨の備えは万全ですか？



台風や大雨はある程度予測できるので、事前に点検の上、必要に応じて保守整備を行ってください。

### 点検目的

- ・ 強風による破損、転倒等の防止
- ・ 物の飛散による周辺への2次災害の防止
- ・ 室内への雨水等の進入防止
- ・ 執務に支障がないような執務環境の保持

### 施設の点検

#### （建築）

- ・ 屋上、ルーフレインの排水状況はよいか？
- ・ 外壁仕上げ材の剥落、浮き等はないか？
- ・ 排水溝に泥が溜まっていないか？
- ・ 屋外階段及びバルコニーより外部への物品飛散の恐れ、通行の妨げになる物品はないか？
- ・ ガラスの傷、破損等はないか？

#### （電気設備）

- ・ アンテナや機器類の固定状況はよいか？
- ・ 非常用照明及び共用部分の照明の点灯はよいか？
- ・ 自家発電機に燃料はあるか？
- ・ 直流電源設備・交流無停電電源設備の蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。

#### （空調調和・給排水衛生）

- ・ オイルタンクの漏洩検知管に変形、損傷及び土砂等の堆積物は無いことを確認する。
- ・ 飲料用水槽の蓋の密閉状態及び施錠状態を確認する。
- ・ 警報機能を確認する。

#### （外構）

- ・ 樹木の枝枯れはないか、倒れの恐れはないか
- ・ 防水堤、止水板は動くか。また、その設置準備はできているか？ など

### 被害があったら...

※台風や大雨の時に被害があった場合は、九州地方整備局保全指導・監督室又は熊本、鹿児島各営繕事務所までご連絡ください。

# 省エネのポイント

夏です！！前回お伝えしたシーズン前準備は整いましたか？シーズン中の対策は考えていますか？  
チェックしてみましょう。まだ行っていないければ、今からでも遅くない！



## 夏の対策

### チェックポイント

+ α

□ 冷房の設定温度は28度 ◆ 不在者席直上の消灯

□ 窓・扉を閉める

(冷気を逃がさないように)

□ フラインドを下ろす

(窓からの日射を遮断)

□ 東面の窓はフラインドを下ろして帰宅

(出勤時間前の日射を遮断)

□ 空調フィルターの清掃

◆ 自然採光の取れる

トイレや廊下は消灯

◆ 屋外機周辺を日陰に。

(周りに物を置くと逆効果です)

◆ 外壁や窓を日陰に。  
(日射を遮断)

◆ 電気室や機械室等

(冷房してある施設)

設備室の温度設定確認

適正温度(32~35℃)に

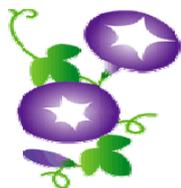


before



after

すだれを利用しています



## 効果の算出

今年の夏の電気使用量が分かりましたら、前年度の使用量と比較してみましょう。  
どの位CO<sub>2</sub>を削減できているのでしょうか？計算は以下の通りです。

◆この夏のCO<sub>2</sub>排出量削減量(昨年比)(概算)

H20年度実績

九州電力調整後排出係数：九州電力HPより

$(\text{昨年の同月電気使用量} - \text{今年の同月電気使用量}) \times 0.348$   
(kWh) (kWh) (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

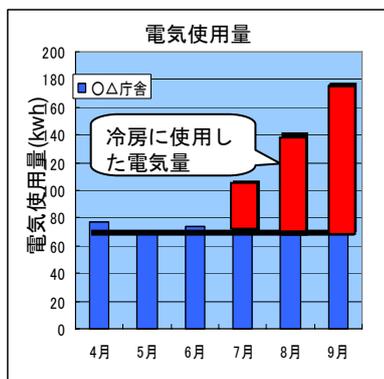
平成13年度のデータがありましたら、比較してみましょう。  
平成13年度比●▲◆%になっているのでしょうか。

※平成13年度は、政府の実行計画の基準年です。

◆冷房電気使用量の把握

今年の7月・8月・9月の電気使用量と、空調していない月  
(4月・5月・6月)と比較してみましょう。

概算になりますが、増えている部分(赤い部分)が冷房に使用した電気量になります。

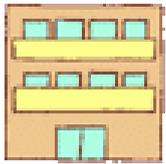


今年も快適な服装で(COOL BIZ)

※上記の内容は「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」から引用しました。

詳細は、以下をご覧ください。

([http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/ondanka\\_tebiki.pdf](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/ondanka_tebiki.pdf)) PDFファイル 1,943KB



# 建物の不具合をなくしましょう!

(その6)

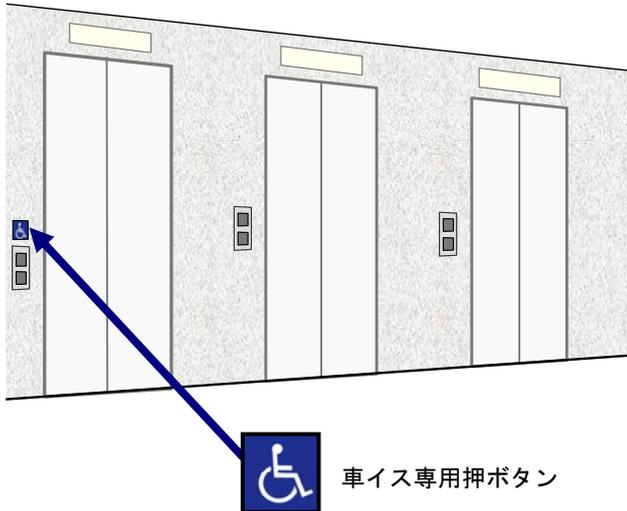


2台以上設置されたエレベーターを利用する時、不用意に車イス専用ボタンを押さないようにしましょう。

## EVの運転効率が悪くなります。

2台以上のエレベーターが設置されている場合、運転効率を高めるため、1ヶ所の呼び出しにエレベーターが集中しないようグループで制御されている場合があります。

身体障害者用エレベーターの車イス専用のボタンを押すと、その制御から切り離され、呼び出された階へ優先して行くため、不用意に車イス専用ボタンを押すと、エレベーター全体での運転効率が悪くなります。



### <注意喚起表示例>

『このボタンは体の不自由な方の専用ボタンです。通常時の使用はご遠慮ください。』

## ～営繕事務所だより(16)～ 保全指導・監督室

### 長生き建物を目指して!

建物の建替えには多額の費用がかかることから、適正な保全を行い、既存ストックを健全に維持し、長期的耐用性を確保することが必要です。

また、建替えに係るエネルギーや資源の消費の抑制、地球環境への配慮の観点からも長生き建物を目指していくことが必要です。

### 定期的な建物の健康管理が重要です!

建物の長寿命化には、人と同じく日常の「健康管理」、定期的な「健康診断」が大切です。施設管理者は、定期的な点検・保守、また、日常の支障がない状態の確認を行わなければなりません。

その他、国土交通省では、定期的な「健康診断」として、保全実態調査を行っています。

### “出前”保全実地指導に伺わせて頂きます。

今年も、上記の保全実態調査対象施設の中から、選定した施設に直接現地訪問して、保全に係るアドバイスをさせていただきます。(選定した施設以外でも、依頼があれば伺います。)

今後もよりいっそう、皆様の建物を長持ちさせるための、かかりつけの医者として支援していきたいと思っております。



### 保全指導・監督室の管轄地域

平成22年4月1日より、福岡・佐賀・長崎3県が保全指導・監督室の管轄地域になりました。

事務局  
九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
TEL 092-476-3537  
FAX 092-476-3486  
Eメールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導・監督室 保全指導係 TEL 092-476-3539  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200  
〒862-0971 熊本市大江3-1-53  
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188  
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21